

徳島県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、徳島県知事から財政的援助団体等監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月30日

徳島県監査委員 岡崎悦夫
同 鹿山公弘
同 大寺健司
同 井下泰了
同 立川憲大

監査結果の公表年月日	令和5年3月10日						
監査の結果	講じた措置						
<公益財団法人徳島県文化振興財団> 公益財団法人徳島県文化振興財団事務処理規程において、業務委託に係る支出は理事長の決裁事項とされているにもかかわらず、これがなされていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、文学書道館において、業務委託に係る決裁区分の認識を誤っていたため、理事長決裁を受けていなかったものである。 指摘を受け、管理職を含む全職員が事務処理規程を確認し、正しい決裁区分について認識を改めた。 さらに、決裁区分を明瞭に示し、チェックシートとしても利用できる一覧表を作成・配布し、決裁の際に確認することとした。 今後とも、これらの取組を着実にを行うことで誤りを防止し、適正に決裁がなされるように努める。						
<公益財団法人とくしま産業振興機構> 割賦設備債権、リース設備債権、設備資金貸付金及び求償権について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 債権残額の状況 <table><tr><td>令和3年度決算額</td><td>195,402,840円</td></tr><tr><td>令和2年度決算額</td><td>197,880,347円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>2,477,507円</td></tr></table>	令和3年度決算額	195,402,840円	令和2年度決算額	197,880,347円	増減額	2,477,507円	未収となっている債権については、債務者及び連帯債務者の資産状況や支払い能力にかかる調査結果をもとに、電話や訪問、文書により督促を行い、交渉に当たっては、訪問による現金回収のほか、機会を逸しないよう、臨機応変に振込、手形による分納等にも対応する取組を徹底し、迅速な債権回収に努めた。 また、法的な手立ての道が閉ざされた案件のほか、債務者及び連帯保証人の死亡等により、回収が極めて困難となっている案件のうち、弁護士、公認会計士等で構成する延滞債権管理審査委員会の審査において、処理の妥当性が認められた債権については償却を行った。 これら取組の結果、令和4年度には債権残額は約5千万円減少した。 今後も、債務者及び連帯債務者に対して徹底した調査を行い、償還能力、資力に応じた効率的な督促、交渉を実施するとともに、状況に応じて法的措置を講じる等、積極的に債権保全を図る。その上で、特に回収が困難と認められる事案については、延滞債権管理審査委員会に諮り、適正に償却を進め、適切な債権管理に努める。
令和3年度決算額	195,402,840円						
令和2年度決算額	197,880,347円						
増減額	2,477,507円						

債権残額の状況

令和3年度決算額	195,402,840円
収入済額	16,073,610円
償却額	33,983,139円
令和5年3月31日現在の収入未済額	145,346,091円